



2025年7月15日

各位

会社名 株式会社三機サービス
代表者名 代表取締役社長 北越 達男
(コード番号 6044、東証スタンダード)
問合せ先 専務取締役
経営管理本部長 川崎 理
(TEL079-289-4411)

コーポレート・ガバナンス基本方針の策定に関するお知らせ

当社は、この度、2025年7月15日開催の取締役会において、「コーポレート・ガバナンス基本方針」の策定を決議いたしましたので、別紙の通りお知らせいたします。

以上

コーポレート・ガバナンス基本方針

2025年7月15日制定

株式会社三機サービス

第1章 総 則

第1条 (目的) 【2-1】

当社は企業理念として『MISSION：空間インフラのもっと快適・ずっと安心を提供すること』、『VISION：国内はじめ東南アジアにおいて、安心・快適な空間のインフラを技術・データ・ITでプロデュースする会社』および『VALUE：社員一人ひとりがオーナーシップと勇気・挑戦の心と他者への尊敬の念を胸にして、ひたむきに仕事に向き合い、ステークホルダーの幸せに貢献する』を掲げています。当社は、空調や給排水など建築設備のメンテナンス事業を基盤として、安心・快適な空間インフラを提供する社会インフラ企業として社会に貢献し、お客様、お取引先様、社員、株主様、地域社会等のステークホルダーに対する責任を誠実に果たすことで、社会からの揺るぎない信頼を確立するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しています。本基本方針(ガイドライン)は、以上を踏まえ、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および枠組みを定めるものです。

第2条 (コーポレートガバナンスの基本的な考え方) 【3-1 (ii)】

当社は、社会に信頼される企業であり続けるため、経営の健全性・公平性・透明性を確保するとともに、株主に対する受託者責任と説明責任を全うすべく、取締役会を中心としたコーポレートガバナンス体制を構築・運営します。また、将来にわたる企業理念(パーパス)の実現に向けて、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、迅速かつ適切な意思決定・業務執行体制および監督体制の整備に努めます。さらに、以下の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

1. **株主の権利の尊重と平等性の確保:** 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使できる環境の整備と、株主の実質的な平等性の確保に努めます。
2. **社会的責任の自覚とステークホルダーとの協働:** 当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、お客様、お取引先様、社員、地域社会をはじめとするさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い倫理観と自己規律に基づく健全な企業文化を醸成します。
3. **情報開示と透明性の確保:** 当社は、ディスクロージャーポリシーを定め、財務・非財務情報を適切に開示するとともに、株主を含むステークホルダーとの建設的な対話を行い、経営の透明性を確保します。

第3条 (本ガイドラインの位置付け) 【3-1 (ii)】

本基本方針は、当社の取締役会がコーポレートガバナンスに関する基本原則として定めるものであり、当社の役職員は本基本方針の趣旨を理解し、その遵守に努めます。本基本方針は社内外に公表し、当社のガバナンスに対する姿勢を明確に示すものとします。また、本基

本方針は必要に応じて取締役会で見直しを行い、コーポレートガバナンスの継続的な強化に反映してまいります。

第2章 株主の皆様との関係

第4条（受託者責任）【4-5】

取締役および監査役は、株主に対する受託者責任（fiduciary duty）を負い、法令・定款を遵守し、当社および株主共同の利益のために忠実に職務を遂行します。また、取締役会は、株主から付託を受けた経営監督機関として、株主全体の利益を図るべくその役割を適切に果たします。

第5条（資本政策）【1-3】【1-4】

当社は、持続的な成長と企業価値向上を支えるため、最適な資本構成の維持に努めます。資本政策の実施に際しては、既存株主の利益を不当に害することのないよう十分に配慮し、その必要性や目的について適切に説明を行います。また、当社は、取引関係の強化等当社事業の中長期的な発展に資する場合を除き、いわゆる政策保有株式（純投資目的ではない株式）を保有しません。政策保有株式を保有する場合には、その意義や合理性を毎年取締役会で検証し、保有の適否を検討します。政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当該企業の中長期的な企業価値向上に資するかを個別に検討の上、賛否を判断します。

第6条（株主還元）【1-3】

当社は、事業活動を通じて創出した利益を株主の皆様へ適切に還元することを基本方針としています。内部留保による成長投資や財務基盤の維持にも留意しつつ、安定的かつ継続的な配当の実施に努め、株主価値の向上を図ります。

第7条（株主総会）【1-1①】

株主総会は、株主が経営に参画する重要な機会であり、会社の最高意思決定機関です。当社は、株主総会において株主が十分に権利を行使できるよう、適切な環境整備に努めます。取締役会は、株主総会に付議する議案を慎重に検討・決定し、招集通知や参考資料において分かりやすい情報提供に努めます。また、株主総会の場では、取締役は株主からの質問や意見に真摯に対応し、必要な情報提供と説明責任を果たします。

第8条（議決権の尊重）【1-2①】【1-2②】【1-2④】

当社は、株主の議決権が適切に行使されることを重視し、その行使環境の整備に努めます。具体的には、インターネット等による議決権行使手段の提供、株主総会の日程設定における

配慮（集中日を避ける等）、招集通知の早期発送など、株主が十分な検討期間をもって議決権行使できるよう対応します。

第9条（株主の権利の保護）【1-5】【1-6】

当社株式の支配権の異動や、既存株主の株式価値が希薄化する可能性がある資本政策等を実施する場合には、取締役会はその必要性和妥当性を慎重に検討し、株主の利益を不当に害することのないよう適切な措置を講じます。また、当社株式に対する公開買付け（TOB）が提案または実施された場合には、取締役会は当社株主全体の利益を最優先に考慮し、必要に応じて独立した委員会の設置や専門家の意見聴取等の措置を含め、公正かつ適切に対応します。

第10条（株主の平等性の確保）【1】【1-1③】

当社は、すべての株主を平等に扱い、特定の株主のみを優遇したり不当に差別的な取扱いを行うことのないよう、適切な体制を整備・運用してまいります。少数株主や外国人株主を含め、株主の実質的な平等性を確保し、公平な利益享受の機会を提供します。

第11条（株主の利益に反する取引の防止）【1-7】

当社は、会社と役員等との取引や会社グループ内の取引において、株主の利益を不当に害するおそれのある取引（利益相反取引や内部者間取引）の発生を防止するため、ガイドラインや社内規則を定め、厳格に運用します。取締役が自己または第三者のために会社と取引を行う場合、または会社と取締役との間で利益が相反する取引を行う場合には、会社法その他の法令に基づき取締役会の承認等の適切な手続きを経るものとします。

第12条（株主の利益の尊重）

当社は、経営陣および社員が自社株を保有することを奨励し、株主と経営陣・社員の利害の一致を図っています。これにより、株主の利益を尊重し、中長期的な企業価値向上へのコミットメントを強化します。

第3章 コーポレートガバナンス体制

第13条（当社のコーポレートガバナンス体制に関する考え方）【1-1②】

当社は、監査役会設置会社として、取締役会および監査役会を中心としたコーポレートガバナンス体制を採用しています。取締役会による意思決定・監督機能と、監査役会による独立した監査機能を組み合わせることで、経営の健全性と透明性を確保できるとの考えに基づき、この体制を採用しています。今後も、経営環境の変化やコーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、当社にとって最適なガバナンス体制の検討・強化を継続してまいります。

第 14 条（取締役会）【原則 4】【原則 4-1①】【原則 4-1②】

取締役会は、持続的な成長と企業価値向上の実現を目指し、本基本方針に定める原則に則って当社の重要事項を決定し、経営の基本方針や戦略を策定するとともに、取締役および執行役員等の業務執行を監督する役割を担います。取締役会は、法令および定款に定められた事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項について審議・決定します。また、内部統制の基本方針の策定、経営計画の承認、重要な人事・組織に関する決定なども行います。取締役会は、その役割を適切に果たすため、経営陣から必要な情報の報告を受ける権限を有し、必要に応じて社外の専門家から助言を求めることができます。

第 15 条（取締役）【4-13②】

取締役は、法令・定款を遵守し、当社および株主の利益のために忠実に職務を遂行する義務（善管注意義務・忠実義務）を負います。取締役は、取締役会の構成員として重要事項の審議・決定に参加するとともに、他の取締役や執行役員の業務執行を監督する責務を担います。また、取締役は自らの専門知識や経験に基づき、経営に対して建設的な提言や助言を行い、経営の質向上に貢献します。取締役はその役割を果たすため、必要に応じて会社に対して十分な情報提供を求めることができ、取締役会は取締役が業務執行状況を把握するための適切な機会を提供します。さらに、取締役が必要と認める場合には、取締役会の承認を得て外部専門家の助言を求めることができます。

第 16 条（業務執行に係る委員会体制）

当社は、業務執行に関する意思決定および協議を円滑に行うため、取締役会の下に任意の委員会を設置することがあります。内部統制委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会など、業務執行や内部統制に関する事項を専門的に検討・審議する場を設け、迅速かつ適切な意思決定を支援します。これらの委員会は、取締役会から付与された権限の範囲内で意思決定や助言を行い、取締役会の監督機能を補完します。

第 17 条（独立社外取締役）【4-8①】【4-9】

独立社外取締役は、会社経営から独立した立場で経営監督および助言を行い、取締役会に多様な視点と客観性をもたらす重要な役割を担います。独立社外取締役は、経営陣との間で利益相反が生じる恐れのある事項について監督を強化し、少数株主を含むステークホルダーの利益を保護する役割も果たします。また、独立社外取締役は豊富な経験や専門知識を活かし、経営戦略や業務運営に関して有益な提言を行うことで企業価値の向上に貢献します。独立社外取締役がその役割を十分に果たせるよう、当社は必要な情報へのアクセスや現場視察の機会提供などの支援を行います。

第 18 条（取締役会議長）【4-8②】

取締役会の議長（取締役会議長）は、原則として業務執行を行わない取締役（非業務執行取締役）とします。ただし、取締役会の決議により、業務執行取締役が議長を務めることも可能としています。取締役会での議論を中立・公正な立場で進行し、経営執行部から独立した視点での監督機能発揮を図ります。取締役会議長は、取締役会における議事進行を統括し、円滑な審議と適切な意思決定を促す役割を担います。また、議長は取締役間の活発かつ建設的な議論を促し、必要に応じて意見の集約を図ります。取締役会議長は、その職責を果たすため、取締役会開催に先立ち議題や資料を精査し、取締役に対して必要な情報を事前に提供する権限を有します。

第 19 条（取締役会の運営）【4-12①】

取締役会の運営にあたっては、取締役会規則を定め、招集手続、議事の進め方、決議方法等を明確化しています。また、取締役会に事務局を設置し、会議資料の事前配布、議事録の作成、取締役への情報提供など、取締役会運営を補佐する体制を整備しています。取締役会は、原則として毎月 1 回定期開催し、必要に応じて臨時の取締役会を開催します。取締役会では、十分な審議時間を確保するとともに、取締役間で自由かつ活発に意見交換が行える雰囲気づくりに努めます。

第 20 条（取締役会評価）【4-11③】

当社は、取締役会の実効性について毎年評価（自己評価）を実施し、取締役会全体の機能向上を図ります。評価にあたっては、取締役および監査役に対するアンケートや面談等を通じて意見を収集し、その結果を取締役会で討議します。取締役会は、評価結果に基づき明らかになった課題に対して改善策を検討・実施し、必要に応じてその概要を開示します。また、監査役会は取締役会の実効性に関して監査役の視点から分析・評価を行い、取締役会に対し意見を提供します。取締役会は、監査役会からの助言や指摘も踏まえ、継続的に取締役会機能の向上に努めます。

第 21 条（社外取締役）【4-7】

社外取締役は、独立社外取締役か否かにかかわらず、社内にはない多様な経験や専門知識を経営に提供し、客観的な視点から経営の監督と助言を行います。複数の社外取締役の参画により、取締役会での議論の活性化および経営の透明性・公正性の向上が図られています。当社は、社外取締役の独立性と専門性を重視し、企業経営に有益な示唆をもたらしてくれる人材を選任するよう努めています。

第 22 条（監査役会）【4-4】

監査役会は、各監査役の連携により監査機能を発揮する合議体であり、取締役の職務執行の

適法性および妥当性を監査します。監査役会は、監査方針および年間の監査計画を策定し、各監査役による監査の進捗状況を共有・調整するとともに、監査結果に基づき取締役会への報告や意見具申を行います。また、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任に関する議案内容を決定し、監査役会としての意見を株主総会に報告します。監査役会は、監査役の独立性と専門性が十分に発揮できるよう、監査環境の整備にも努めます。

第 23 条（監査役）【4-4】

監査役は、株主から選任された独立の機関として、取締役の職務執行を監査し、法令および定款に違反する行為や著しく不当な行為がないかを監視します。監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して意見を述べることにより、経営に対する牽制機能を果たします。また、監査役は、会社および子会社の業務および財産の状況を調査する権限を有し、不適切な事項を発見した場合には速やかに是正を求めます。監査役は、監査の結果を監査報告書として取りまとめ、取締役会および株主総会へ報告します。

第 24 条（社外監査役）【4-4①】

社外監査役は、社内における経営関与経験を持たない独立した立場から監査を遂行し、監査役会において客観的な視点を提供します。社外監査役は、専門的知見や豊富な経験に基づき、経営監視機能の強化に寄与します。当社は、社外監査役の選任にあたって、独立性に加え、財務・会計や法律等の専門分野に精通した人材を求めるよう努めています。

第 25 条（執行役員）

執行役員は、取締役会から委任された業務執行を担当し、担当領域における事業計画の遂行と業績責任を負います。執行役員は、取締役会の決定に従い自らの担当部門を指揮し、効率的かつ効果的な業務運営に努めます。また、執行役員は、その職責を果たすにあたり、関連法令や社内規程を遵守し、リスク管理および法令順守体制の徹底を図ります。執行役員による業務執行の状況は、定期的に取り締役に報告されます。

第 26 条（取締役・執行役員の報酬等）【3-1 (iii)】【4-2①】

当社は、取締役および執行役員の報酬について、株主との価値共有と中長期的な企業価値向上の観点から、公正で透明性の高い制度を構築します。取締役（業務執行取締役）および執行役員の報酬は、職責や業績に応じた適切な水準とし、固定報酬に加えて業績連動報酬や株式報酬等を組み合わせることで、中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与します。報酬額および制度設計にあたっては、社外取締役を含む取締役会で審議・決定します。なお、社外取締役および社外監査役には、その独立した立場に鑑み、固定の報酬のみを支給します。

第 27 条（内部統制）【4-3】

当社は、会社法第 362 条および会社法施行規則に基づき、取締役会において内部統制に関する基本方針を定め、これに沿って内部統制体制を整備・運用しています。内部統制は、法令遵守、リスク管理、業務の有効性及び効率性、並びに財務報告の信頼性確保を目的として構築され、定期的にその有効性が見直されます。取締役は、内部統制が有効に機能するよう監督し、重大な不備が認められた場合には是正措置を講じます。内部監査部門は、内部統制の運用状況を定期的に監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告します。

第 28 条（子会社管理） 当社は、子会社の取締役等による職務執行に係る事項の当社への報告体制を整備するため、重要な経営情報の定期的な報告に関する規程を定めるほか、当社が子会社の経営状況について直接報告を受ける会議を定期的に開催します。また、子会社の損失危機管理に関する規程その他の体制を整備し、各子会社に対して、その事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を行います。さらに、各子会社を所管する部門を定めることで、情報管理の一元化を図り、必要に応じて支援および指導を実施します。

第 29 条（内部通報）【2-5】

当社は、法令違反や不正行為等の重大なリスクを早期に発見し是正するため、内部通報制度（ホットライン）を整備しています。内部通報窓口として、社内の相談窓口に加え、外部通報窓口を設置し、通報者の匿名性と保護を確保した上で、誰もが安心して通報できる体制を構築しています。内部通報があった場合、その内容は必要に応じて取締役会および監査役会に報告され、適切な調査と是正措置を講じます。また、内部通報を行った者に対し、不利益な取り扱いを行わないことを社内規程に明記し、徹底しています。

第 30 条（会計監査人）

会計監査人は、株主および投資者の代表として財務書類の監査を行う独立した機関であり、当社および当社グループの財務情報の信頼性確保に重要な役割を果たします。会計監査人は、公認会計士法その他の法令および基準に従い、専門的見地から公正かつ厳正に監査を実施し、その結果を監査役会および取締役会に報告します。監査役会は、会計監査人の独立性や監査品質を毎年評価し、必要に応じて会計監査人の選解任や報酬に関する議案を取締役会で検討します。また、監査役会と会計監査人は定期的に意見交換を行い、財務報告体制の改善や重要な監査課題について情報共有を図ります。

第 4 章 株主等との対話

第 31 条（株主等との建設的な対話に関する方針）【5-1①】【5-1②(Ⅲ)】

当社は、株主をはじめとする投資者との建設的な対話を促進するため、IR（インベスター・

リレーションズ)活動の充実に努めます。代表取締役社長や担当役員を含む経営陣は、可能な範囲で株主・投資者との対話の機会を設け、その声を経営に反映できるよう努めます。具体的には、決算説明会や会社説明会の開催、適時適切な情報開示、IR サイトでの情報発信、個別ミーティングへの対応等を行い、会社情報の積極的な開示とコミュニケーションを図ります。対話を通じて得られた株主等からの意見や懸念は取締役会に報告し、経営改善や企業価値向上に活かします。なお、対話にあたってはインサイダー情報の管理を徹底し、公平な情報提供に努めます。

第5章 そ の 他

第32条 (自己レビュー) 【4-11③】

取締役会は、本基本方針の内容および運用状況について毎年少なくとも1回は検証(自己レビュー)を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて本基本方針の見直しやガバナンス体制の改善を図ります。自己レビューの結果、重要な変更等を行った場合には、その概要を開示し、ステークホルダーに説明を行います。

第33条 (例外措置)

当社は、本基本方針に定める原則に例外的に沿わない対応を取る必要が生じた場合には、取締役会でその必要性や妥当性を慎重に検討します。その上で、必要と判断される場合には、当該対応の内容および理由について適切に開示・説明を行います。例外措置を講ずる場合であっても、株主をはじめとするステークホルダーの正当な利益を不当に害しないよう十分に配慮します。

第34条 (改 正)

本基本方針の変更または廃止は、取締役会の決議によって行います。

以上